

平成 30 年度新宿区外部評価委員会 第 2 回会議概要

<開催日>

平成 30 年 5 月 11 日（金）

<場所>

本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（13 名）

星卓志、山口道昭、板本由恵、岸本幸子、栗原真吾、小菅知三、齋藤朗、田中健士、鶴巻祐子、長崎恵子、野澤秀雄、鱒沢信子、横倉泰信

事務局（5 名）

宮端行政管理課長、池田主査、吉江主査、杉山主任、原田主任

<開会>

【会長】

皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成30年度第2回新宿区外部評価委員会を開催します。

本日の委員会ですが、まず、次第1「部会の編成について」です。ここでは、部会の編成の決定と部会に分かれての日程調整を行います。次に、次第2「行政評価の進め方について」ですが、行政評価制度における外部評価の役割や評価の流れとポイント、これまでの行政評価の課題や今後に向けての取組について、事務局から説明を受けます。

では、次第1「部会の編成について」です。

前回、区民委員の方には部会の希望をお伺いしましたが、これを参考に、資料8「新宿区外部評価委員会委員名簿（部会別）」のとおり部会を編成しました。部会については、外部評価委員会条例上、会長の指名する委員をもって組織することとなっておりますので、そのような形で決めさせていただきました。第1希望に沿えなかった委員もありますが、平成30年度はこの部会編成で外部評価を進めていきたいと思います。なお、各部会の部会長についても外部評価委員会条例上、会長が指名することとなっておりますので、学識委員にお願いしたいと思います。第1部会は、都市計画等が専門の私、第2部会は、学校教育や社会教育等を専門とされている大島委員、第3部会は、地方自治や地方分権等を専門とされている山口委員とさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、今から各部会に分かれて日程調整を行いたいと思います。

(部会に分かれて日程調整)

【会長】

では、次第2「行政評価の進め方について」です。

前は、新宿区の行政評価制度について事務局から概要をご説明いただきましたが、今回は行政評価の進め方ということで、行政評価制度における外部評価の役割や評価の流れとポイント、あるいは、資料7「外部評価委員会 2年間の活動を終えて」の報告書を踏まえて、これまでの行政評価の課題や今後に向けての取組について事務局からご説明いただきたいと思います。

前半に外部評価の役割や評価の流れとポイント、後半に行政評価の課題や今後に向けての取組ということで進めていきたいと思います。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

次第2「行政評価の進め方について」説明させていただきます。

前は、行政評価制度について総論的な部分の説明をさせていただきました。今回は、各論的な部分についての説明となります。前回の説明と繰り返しとなる部分もあるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

資料5「新宿区の行政評価について」の8頁をご覧ください。

行政評価制度における外部評価の役割等を記載しています。新宿区外部評価委員会は、新宿区基本構想審議会の答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受けて、平成19年9月に区長の附属機関として設置されました。その役割は、二つあります。一つ目が、新宿区基本構想の「めざすまちの姿」の実現に向けて策定された、新宿区総合計画及び実行計画の進行管理を行うことです。二つ目が、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保することです。所掌事務も二つあり、一つ目が、外部評価を実施し、評価の結果を区長に報告すること、二つ目が、その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申することです。外部評価委員会の構成としては、15名以内をもって組織することとなっています。内訳は、学識経験者が3名、公募による区民委員が6名、各種団体構成員が6名です。部会の設置については、今期も三つの部会を置くこととさせていただきます。担当分野は、第1部会が、まちづくり・環境・みどり、第2部会が、福祉・子育て・教育・くらし、第3部会が、自治・コミュニティ・文化・観光・産業です。

次に、資料2「新宿区外部評価委員会条例」をご覧ください。

新宿区外部評価委員会条例は、平成19年に制定しました。

第1条は、目的及び設置です。行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会を設置しています。

第2条は定義です。行政評価とは、新宿区が実施する施策及び事業について、区長が別に定

める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいいます。外部評価とは、区が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいいます。

第3条の委員会の所掌事務、第4条の組織については、先程の説明のとおりです。

第5条は、委員の任期等です。外部評価委員の任期は、4年以内と規定されています。今期の任期については、3年間とさせていただいています。これは、第一次実行計画の計画期間にあわせたものです。

第6条は、委員の解職です。委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長はその職を解くことができます。一つ目が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるときです。二つ目が、委員としてふさわしくない行為があると認められるときです。

第7条は、会長及び副会長についてです。既に決定させていただいた事項ですので、説明は省略します。

第8条は、会議です。委員会は、会長が招集します。委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができません。委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによります。会議には、できる限り出席していただければと思います。また、評価に当たって、各委員の意見が分かれることがあるかと思いますが、最終的には、会長の下に委員の皆様の意見をまとめていただき、委員会として一つの結論を出すこととなります。

第9条の部会については、前回の全体会で説明したとおりです。

第10条は、委員以外の者の出席等です。委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は、委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができます。この規定に基づき、部会において所管課とのヒアリングを行っています。

第11条の庶務、第12条の公表、第13条の委任については、事務的な既定のため説明は省略させていただきます。

次に、資料3「新宿区行政評価制度に関する規則」をご覧ください。

新宿区行政評価制度に関する規則は、平成26年に制定しました。

第1条は、目的です。この規則は、新宿区の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的としています。

第2条は、定義です。これまで説明と重複する部分もあるので、省略させていただきます。

第3条の内部評価の実施の時期及び対象、第4条の内部評価委員会の設置、第5条の内部評価の実施及びその結果の公表については、内部評価に関する規定です。

内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業については、年度ごとに区長が別に定めます。各部は、内部評価委員会を設置し、内部評価を実施します。

内部評価の実施に当たっては、総合政策部長と協議の上、実施することとし、行政管理課が調整を行います。各部は、実施した内部評価の結果を区長に提出します。区長は、内部評価の結果を決定し、速やかに公表します。

第6条は、外部評価の実施及びその結果の公表です。外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによるという規定になっており、先程説明した新宿区外部評価委員会条例で定めています。

第7条は、総合的判断及びその結果の公表です。内部評価と同様に、各部ごとに行います。総合政策部長と協議の上、評価対象施策や事業の方向性を検討し、その結果を区長に提出します。区長は、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表します。

第8条の補則は、事務的な規定のため省略させていただきます。

次に、資料4「新宿区外部評価委員会の会議の公開に関する要領」をご覧ください。

新宿区外部評価委員会の会議の公開に関する要領は、平成26年に制定しました。

第1条は、趣旨です。この要領は、新宿区外部評価委員会条例に規定する新宿区外部評価委員会の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとしています。

第2条は、公開の原則です。委員会は原則として公開しています。ただし、新宿区情報公開条例第7条の各号に掲げる情報のいずれかが含まれる事項について調査及び審議等を行うとき、又はその可能性があるときは、この限りではありません。これまでこのような事例を扱ったことはないので、これまでの会議は全て公開としています。

第3条は、傍聴の取扱です。会議は、前条第1項ただし書き又は同条第2項の規定により公開しない場合を除き、何人も傍聴することができるものとしています。会議ごとに傍聴席を用意し、傍聴に当たっては、新宿区外部評価委員会傍聴申込書を提出していただきます。ただし、同条第3項各号の規定の事項を遵守できない場合は、傍聴を拒否することができるものとしています。

第4条は、非公開の会議の取扱です。公開しないとした会議については、傍聴手続は行いません。また、会議の途中で当該会議を公開しないと決定したときは、傍聴者に退出を求め、それ以降の傍聴を認めないこととしています。これまでにこのような事例はありません。

第5条は、開催の周知です。会議を開催する場合には、会議を開催する日の7日前までに区の公式ホームページに掲載しています。また、時間的に余裕がある場合には、区の広報誌「広報しんじゅく」にも掲載しています。

第6条は、資料の閲覧です。委員の皆様へに配付している会議資料については、傍聴者の閲覧にも供しています。また、会議概要とともに区の公式ホームページ、区役所本庁舎1階区政情報センターで公開しています。

第7条は、部会等への準用等です。これまで説明した規定については、部会にも準用します。

第8条の公開の庶務、第9条の補則については、事務的な規定のため説明は省略します。

最後に、資料10「評価の流れとポイントについて」をお手元にご用意ください。

行政評価全体の流れについては、内部評価、外部評価、総合判断という形で実施しているということを簡単に説明させていただいているところです。

まず、内部評価についてです。各部の管理職で構成された経営会議を内部評価委員会として、施策と事業の自己評価を行います。自己評価の方法として、評価シートを作成します。事業ごとに評価シートを作成し、分析や評価を踏まえて方向性を打ち出していきます。

次に、外部評価についてです。外部評価委員会は、内部評価の結果を踏まえて区民の視点から評価をします。内部評価の結果を踏まえて、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証します。評価作業を効率的に進めるために、委員会を三つの部会に分けて、評価作業を行います。

最後に、内部評価と外部評価結果を踏まえた区の実行計画、いわゆる、総合判断についてです。総合判断については、区長は内部評価、外部評価、それぞれに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも意見を調整した上で、区の実行計画を行い、予算編成に反映します。外部評価意見に対する回答という形で区の実行計画を示し、区の実行計画として今後の事業の実行計画の方向性を示します。

次に、具体的な一つの事業として第三次実行計画の計画事業18「ひとり親家庭の生活向上支援の充実」を参考事例として説明させていただきます。なお、資料10「評価の流れとポイントについて」は、平成29年度に実施した内部評価、外部評価、区の実行計画（総合判断）の報告書より抜粋したものです。使用している評価シートについては、年度によって様式が異なるので、ご注意ください。

まず、内部評価についてです。

この事業の目的は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「生活困窮者自立支援法」の施行などを踏まえ、個々の世帯の状況に応じたきめ細やかな支援を総合的に推進し、特に貧困に陥りやすいと言われているひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ることです。

事業の手段は四つあります。一つ目が、ひとり親家庭生活支援相談会の実施です。二つ目が、ひとり親家庭サポートガイドの作成です。三つ目が、新宿区のひとり親家庭のニーズ及び課題の把握・分析です。四つ目が、健康部が行っている「出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）」との連携です。

「目標設定」及び「達成状況」についてです。指標1「ひとり親家庭生活支援相談会出席者数」として、年間40人の出席者を目標と設定し、平成28年度の実績は、相談会を2回開催して29人の出席者でした。

「事業経費」については、記載のとおりです。

「評価」については、四つの視点ごとに評価をした上で、総合評価をします。

「進捗状況」については、平成28年度の実際の実行計画と平成29年度にどのようなことに取り組んでいくかという概要を記載しています。

「新実行計画に向けた方向性」は、平成30年度からの第一次実行計画に向けた方向性として、

課題と方向性、取組方針を記載しています。

「評価」のうち、「適切な目標設定」の評価と「効果的・効率的な視点」の評価について説明します。

「適切な目標設定」については、「ニーズや課題に合ったひとり親支援施策を実施する前後で、相談の状況が変化するかどうかを把握する必要があります。そこで、土曜日、日曜日や平日夜間に開催する相談会は、平日日中の相談等が困難なひとり親家庭が、相談によってそれぞれの状況に合った適切な情報提供や支援を受けることにつながることから、出席者数を指標とすることは適切です。」と内部評価しています。

「効果的・効率的な視点」については、「『新宿区ひとり親サポートガイド』は、現にひとり親家庭である方や、これからひとり親家庭になる方に対し、各種施策の情報や相談窓口を簡潔に周知ができるようにするとともに、民生・児童委員、特別出張所や保健センターなどの相談窓口、区立の小学校へも配布し、相談につながることを優先しました。これらの取組は、効果的・効率的です。」と内部評価しています。

委員の皆様には、内部評価シートを事前にお配りして読んでいただいた上で、所管課とのヒアリングを行っていただきます。この事例については、ひとり親家庭の支援として相談を受けることなのか、ひとり親家庭を把握し、定期的に訪問するなど、個別の支援をしていくことなのか、相談会・講演会がひとり親家庭の支援にどのようなつながっていくのか、開催回数が少ないのではないかなどの意見がヒアリングでは出ていました。

次に、外部評価についてです。

外部評価は、所管課とのヒアリングを受けて、各委員から外部評価チェックシートを出していただき、部会で意見を取りまとめます。それを全体会で外部評価意見として取りまとめます。

「適切な目標設定」については、部会の中で、この指標設定は事業の成果を図ることができるものなのか、指標の設定自体に問題があるのではないかという意見が多く出されました。それを受けて、外部評価としては、内部評価と「適当でない」と評価し、その理由として「ひとり親家庭生活相談会・講演会は、誰でも参加できるようになっている。それが個々のひとり親家庭に対しての支援結果を反映しているとは考えにくい。相談会の出席者数だけではなく、より踏み込んだ支援につながるような目標設定を掲げてほしい。」としています。

また、「効果的・効率的な視点」については、部会の中で、子育てメッセにおけるひとり親家庭の相談ブースのやり方について、より工夫が必要ではないかという意見がありました。それを受けて、外部評価として、「ひとり親家庭の親の抱える課題は養育費、生活費、住まいのことなど、複雑かつ多様なものであり、子育てメッセの相談ブースで相談することにためらいがあるのではないか。子育てメッセでの相談会が、ひとり親の相談に結びつくきっかけになるよう、今後も粘り強く取り組んでほしい。」という意見としています。

最後に、総合判断についてです。

「適切な目標設定」については、外部評価の意見を受けて、区が取組として、「平成30年度からは経常事業となり、計画事業の目標設定はありませんが、新宿区第三次男女共同参画推進

計画において『ひとり親家庭への支援』の主な指標として、ひとり親家庭の自立への支援につながるように、『ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により、就労形態が正社員または常勤となった者の割合』を掲げていきます。」とし、指標の見直しを行っています。

「効果的・効率的な視点」については、外部評価の意見を受けて区の実組として、「子育てメッセを活用した相談会では、ひとり親家庭サポートガイドを配布し、ひとり親家庭相談窓口を周知する機会の一つとしました。」「今後もひとり親家庭が相談に結びつく視点を大切にしたい、必要な方に情報が届くように、手続の窓口でひとり親家庭サポートガイドを配布するとともに、子育てメッセのようなイベントも活用し、支援のきっかけを作っていきます。」としています。

以上のような形で、内部評価、外部評価、区の実組（総合判断）という形で進めていきます。

委員の皆様には、事前に内部評価シートを確認していただいた上で、所管課とのヒアリングに臨んでいただきます。ヒアリングにおいては、評価を行う上での不明点などを解消できるよう、各委員の意見を出していただければと思います。平成29年度は計画事業評価でしたが、平成30年度から施策評価を中心に行っていただきます。大まかな評価の流れについては、今説明したものと同一ような形になりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

ご質問・ご意見があるかとは思いますが、最後にまとめて質疑応答の時間を設けますので、引き続き、後半部分の説明をお願いします。

【事務局】

後半では、区の中での行政評価制度の位置付けや外部評価委員会の中でのこれまでの課題などについて、説明させていただければと思います。よろしくお願いします。

まず、区の中で行政評価制度がどのような位置付けになっているのかということについてです。資料5「新宿区の行政評価について」の1ページをご覧ください。PDCAサイクルにおけるCのチェックが区の中での行政評価という位置付けになっています。チェックを踏まえて見直しという形で予算への反映や計画の見直しを行います。

行政の場合、4月から3月までの単年度を基本的なサイクルとして事業を実施しています。そのため、年度末にすぐチェックをして計画等を見直して次の年度に実行することは非常に難しいです。行政評価の中で、実際に評価をしているのは、前年度に実施した事業の内容についてです。前年度の事業の実績等について、翌年度に内部評価、外部評価、総合判断を実施します。内部評価の実施と並行して、区では翌年度に向けての事業の見直しや次年度予算の編成に向けて準備を始めています。内部評価や外部評価の結果をすぐに事業の見直しや予算編成にフィードバックするよう取り組んでいます。最終的に総合判断において、実際の事業の見直しや翌年度の予算編成を示しています。

このように行政評価としては単独で実施しているわけではなく、区の中の全体の事業の見直しや予算の編成と一体となって行っているということを、委員の皆様にも是非ご理解いただきたい

た上で、外部評価に当たっていただければと思っています。評価から見直しまで1年間も開いているわけではなく、評価を翌年度にすぐ反映できるように、できるだけPDCAを効率的に機能させる形で取り組んでいますので、外部評価委員会の皆様もそのような視点に立って区の施策や事業を見ていただければと思います。

次に、行政評価制度における課題についてです。資料7「新宿区外部評価委員会 2年間の活動を終えて」をご覧ください。

行政評価における課題と意見として、まず、内部評価についての課題の提起等があります。区民への説明責任の強化ということで、内部評価は、行政の行っていることを区民に分かりやすく示していくことが大事であり、より丁寧に説明していく必要があるという内容になっています。また、指標についても、成果を図ることができる指標を設定してほしいという意見を頂いています。

次に、外部評価について、外部評価委員会における課題等も挙げていただいています。その中で、「事業そのものに関する評価について」という項目があります。外部評価の手法として、これまで内部評価を通して施策や事業を外部評価するという形で実施してきました。そのことについて、内部評価自体を外部評価するのか、あるいは、内部評価を通じて施策や事業を外部評価するのかということも課題としても挙げられてきました。

外部評価については、外部評価委員会の皆様が、単独で独自に区に行っていることを調べていただいて施策や事業を評価するという事は、物理的には難しいと思います。区が実施している内部評価は、区民の皆様にも、区に行っている施策や事業をお示しするために実施している側面もあります、そのため、内部評価を通して外部評価をすることが効率的ではないかと考え、そのような手法で実施しています。

もちろん、内部評価の資料だけでは見えない部分が多々あります。そのような点については、外部評価のヒアリングや書面で質問、ご意見を頂くこともあり得ます。外部評価委員会からご意見をいただいた内容が、内部評価の資料からは分からないけれども、区としてはきちんと行っていたなどの行き違いにならないように、外部評価の過程において、内部評価だけで見えない部分についても質疑応答、ヒアリングなどを通して明らかにしていただければと思います。その上で、いろいろなご意見やご提案を頂き、内部評価を通じて区に行っている施策や事業を、区民の視点で評価をしていただければと思います。

また、平成29年度までは計画事業単位で評価をしていただけてきました。しかし、区では、様々な分野に様々な事業があり、多岐にわたって事業を実施しています。そのため、区全体の事業同士の相互作用や連携関係が見えにくくなかなか評価がしにくいということもありました。そのようなことも踏まえ、平成30年度からはより広い視点で評価ができるように、事業をグループ化した施策という単位で評価をしていただくこととなります。その場合も、施策だけを見て評価をすることはとても難しいと思います。個々の事業についても見ていただいた上で、施策全体としてどうなのかという評価をしていただくこととなります。

事業の中には、計画事業と経常事業があります。計画事業は、実行計画の事業として、一定

期間、集中的に取り組むような課題などを事業化して実施しています。また、日ごろから常に経常的に着実に実施している事業として経常事業があります。計画事業として実施している事業が、区としての最重要課題ということだけではなく、経常的に実施している事業も必要不可欠です。この点について、外部評価の際に、計画事業から経常事業に変わるということがどのような意味なのかというご意見もいただきました。計画事業を経常事業化するということが、優先順位が下がるということではなく、計画的、集中的に実施していた事業が、今後は安定的に日常的に実施していく段階に進むという場合もあります。これから外部評価を行っていただくに当たり、計画事業と経常事業についての疑問が出てくることもあるかと思います。その場合には、事務局にお問い合わせいただければと思いますので、このような点も心に留めておいていただければと思います。

最後になりますが、これまで外部評価を平成19年度から10年以上にわたって実施してきた中で、外部評価意見が事業に反映されて良くなっているというお褒めの言葉を頂くことや、あるいは、以前に指摘をされていたことがまだ改善されていないというお叱りを頂くことなど、叱咤激励を頂く事項がいろいろありました。区としても、いただいたご意見等を踏まえて事業の改善等に努めています。外部評価に当たっては、外部評価意見がきちんと反映されているか、まだ改善が足りないのではないかという視点も踏まえて評価をしていただければと思います。資料7「新宿区外部評価委員会 2年間の活動を終えて」においては、第3期外部評価委員の皆様からありがたいご意見をたくさん頂いています。この報告書を是非ご一読いただき、その上でご不明な点などあれば、いつでも事務局にお尋ねいただければと思います。これまでの課題についても、第4期の外部評価委員会の中で一緒に協議をして解決していきたいと思っていますので、皆様もお見知りおきいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、次第2「行政評価の進め方について」の質疑応答に入りたいと思います。何かご質問等ありますか。

【委員】

冊子「新宿区第三次実行計画」の125ページ「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」を見ると、区がどのような事業を実施しているのかという全体像が分かります。全ての事業で666事業あります。そのうち、計画事業が103事業ですので、区が実施している事業の圧倒的多数は経常事業ということになります。対象が何なのかということが分からないと評価もできないと思いますので、評価をするためには、まず全体像を把握するということが重要です。区の計画の体系は、五つの基本政策がベースにあります。この基本政策を柱として個別施策があります。そして、その施策体系に基づいて、計画事業、経常事業が位置付けられています。そして、この計画の体系に対して、予算がどれだけ配分されているか、予算の執行率はどれくらいか、また、区民の施策や事業に対する満足度などの全体像が分かると初めて評価ができる

のではないかと思います。

つまり、評価するためには、全体像を把握するための材料がなくてはなりません。材料を揃えた上で論点や評価基準を定め、その評価基準に従って評価するということが重要ではないかと思います。そうすれば、評価する人が違ってても客観性が保たれると考えます。部会ごとの対象施策についても、そのような評価のための材料を揃えた上でヒアリング行うようにすると良いのではないかと思います。

この点について、計画事業については、内部評価実施結果報告書において事業ごとに内容などが示されていますが、経常事業については、評価や実績等を示したものはないのでしょうか。

【事務局】

平成29年度は、計画事業評価という手法で行政評価を実施し、対象を計画事業のみとしていました。平成30年度からは、施策単位で評価を実施します。個別施策においては、計画事業だけではなく、経常事業も重要な事業として実施していますので、施策評価に当たっては、経常事業の取組状況を確認できる資料を区で作成しています。個別施策、計画事業、経常事業の内部評価シートを事前に委員の皆様にご確認いただいた上で、ヒアリングの前に各部会で論点整理などをしていただければと考えています。

施策評価については初めての試みとなるので、外部評価作業における部会の実施内容等も実際に作業しながら試してみるという部分も正直ありますが、我々事務局も怠りなく準備ができるように心掛けていきます。

【会長】

ほかに何かご質問等ありますか。

【第3部会長】

説明ありがとうございます。

新宿区の行政評価のやり方がある程度理解できた気がします。その上で、具体的にどうやっていこうかと考えています。平成30年度からはこれまでと手法を変更したとのことで、その根拠を資料7「新宿区外部評価委員会 2年間の活動を終えて」でご説明いただいたのだと思っています。ここはどうなのかと私自身考えていたことが、この報告書の中で触れられていることもあり、理解できる部分もあると思いました。

資料10「評価の流れとポイントについて」で評価の流れをご説明いただいたので、この資料を基に幾つかお話できればと思います。例えば、内部評価における目標設定についてです。目標設定がしっかりしていないと評価がしにくいということも前期の委員会からの課題として挙げられているかと思います。計画事業18「ひとり親家庭の生活向上支援の充実」では、指標として「ひとり親家庭生活支援相談会出席者数」が設定されていますが、極端な話、母数が分かりません。目標値は40人で実績が29人のため、少ないという評価を内部評価ではしていますが、もともとこの40人の根拠がどういうものか明確ではありません。要は、支援を必要としている母数がどの程度で、その内の何人が来たのかということが問題ではないのかと考えると、その母数をどのようにして把握するかが重要となります。このような点について、恐らくヒアリン

グで聞いていくことになるのかと思います。また、出席者の中には、出席はしたがつまらなかった、意味がなかったという方もいるかもしれません。そのため、単に出席者数だけではなく、何人の人が出席をして、それによって自分の疑問点が解消された、何らかの施策があるということを知ったという効果まで踏み込んで考えていかないといけないのではないかと考えています。

この点については、資料7「新宿区外部評価委員会 2年間の活動を終えて」の「指標の設定について」という項目においても課題として挙げられています。アウトカム指標、アウトプット指標という表現で記載されていますが、要は、この事例の指標はアウトプット指標となっているということです。事業の実施によりどのような効果があったのかということを知るアウトカム指標まで踏み込んでいないという問題点があるのではないのかと思います。この問題を今後どうするのかということについては、まだ分かりませんが、改善されていれば良いと思いますし、改善されていないのであれば何とかしなくてはいけないと思っています。

また、外部評価に当たっては、「サービスの負担と担い手」「適切な目標設定」等の評価の視点というものがあり、内部評価に対する評価として「適当である」「適当でない」と外部評価しています。この評価の視点がどのように分類されるのかということが疑問です。例えば、目標設定が適切ではないと考えたときに、それがこの評価の視点の中でどのように分類されるのかというところが疑問として持っていますが、外部評価をしていく中で見ていければと思っています。

【会長】

ありがとうございます。

今の2点のご指摘は、評価に当たってかなり大事な問題で、平成29年度もいろいろな議論がありました。特に、一つ目の目標設定については、数値目標を設定して評価として測るということは非常に難しく、その数値目標自体が施策や事業を代表して表現し得るのかということは、常に模索が続いています。新宿区のやり方についても、その点がずれてしまっている目標設定もあるということは前期の外部評価委員会でも感じたところがあり、課題という形で資料7「新宿区外部評価委員会 2年間の活動を終えて」に記載しているところです。平成30年度から新たに施策ごとに評価をするということで、成果指標として目標数字を出すのかということ、今年度議論しながらやっていければと思います。施策評価は平成30年度が最初の試みですので、平成31年度にどのような形式にするのかという見直しも含めて、いろいろ議論していただければ良いのではないかと思います。

よろしいですか。これから外部評価作業が始まってからでも、あるいは、本日の会議の後にも、疑問点は出てくるかと思います。そのような点については、適宜、事務局にお問い合わせいただく形で良いと思います。

それでは、本日はここで閉会とします。ありがとうございました。

<閉会>